

フリーランスの定義に関する本調査における取扱いと想定される質問への回答

1. ガイドラインにおけるフリーランスの定義

実店舗がなく、雇人もいない自営業主又は一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者

2. 上記定義を踏まえた調査票での対応

ガイドライン上の定義	調査票での対応
① 実店舗がない	<ul style="list-style-type: none"> 主業についてはA 1において、副業についてはA15において、「実店舗の有無」の項目を追加
② 雇人のいない自営業主又は一人社長	<p>【雇人のいない自営業主】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主業については、これまでの調査票において調査項目あり（今回はA 1） 副業については、A15において、「雇人の有無」の項目を追加 <p>【雇人のいない一人社長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主業についてはA 1において、副業についてはA15において、「他の役員・職員の有無」の項目を追加
③ 自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者	<ul style="list-style-type: none"> 調査事項として、新たに設けることはない（後述 Q&A9 参照）。

3. 本調査での対応についての疑義

《実店舗の有無》

Q1 ガイドラインの定義を基礎にすることが一つの考え方だとしても、フリーランスを、仮に、「一人で、専門知識を有して、起業しているような人」と想定しているなら、「実店舗を持たない」ことまでを要件とする必要があるのか。

A1 フリーランスガイドラインにおけるフリーランスの背景には、大規模な資本・設備を擁せず、自身のスキルを活用して業務を請け負うものと認識している。この「大規模な資本・設備を擁しない」に係る要件として「実店舗を持たない」とする必要がある。

Q2 「実店舗の有無」の情報が必要だとしても、仕事内容から実店舗の有無を擬制的に判断できるのではないか。調査事項が多いことから、調査事項を増やさないという選択肢はないのか。

A2 例えば、小売業の販売従事者を例にとったとしても、実店舗で販売の仕事に従事する店舗型の実業従事者もいれば、インターネット上の店舗（例えば楽天やアマゾンなど）のみを通じて販売の仕事に従事する販売従事者もいることから、職業分類のみによる擬似的な判断は困難である。

Q3 仮に、計画どおり、「実店舗の有無」について報告を求める場合、報告者は、どのような基準で判断すればいいのか。自宅で行ってれば、実店舗はないということなのか。調査上、明確な指示はするのか。

A3 実店舗の有無については、フリーランスガイドラインに則った定義が適切と考えているところであり、それ以上の内容を調査票や記入要領で示すことは考えていないものの、コールセンターにおける対応などについては、より詳細な回答ができるように検討したい。

《主業・副業》

Q4 主業だけでなく、副業もフリーランスとしてカウントされるのか。

A4 そのとおり。

Q5 もし、複数の仕事をフリーランスとして行っている場合、フリーランスの数としては、重複計上（延べ数）になるのか。

A5 本調査の集計においては、本業のフリーランス数や、副業のフリーランス数の集計をそれぞれ行うほか、本業又は副業がフリーランスの者を集計対象とした結果表を作成することとしており、この結果表の中で、本業及び副業がフリーランスの者も区分して公表するため、重複計上しない数のフリーランスも把握可能である。

Q6 この定義に当てはまるとするならば、政府の審議会委員についても、（主業又は副業の）フリーランスと扱われるのか。

A6 政府の審議会等の委員等として任命され、当該審議会等に出席して謝金を得ている場合は、一般的な公務員と同様に「雇われている人」に該当するため、フリーランスには該当しない。

《派遣職員》

Q7 いわゆるフリーランスの中には、高度な専門知識を持って、派遣として仕事をしているケースが相当数あると考えられる。調査票 A1 の調査項目で、「労働者派遣事業所の派遣社員」にチェックが入った人は、本調査の集計上、フリーランスとして計上しないということか。

A7 派遣社員は、雇われている人となるため、フリーランスには該当しない。

Q8 上記のようなことにより、フリーランスの把握漏れが生じ得るとした場合、結果公表の際に、情報提供の仕方に留意が必要ではないか。

A8 フリーランスについては、フリーランスガイドラインに定義が定められているところであり、当該定義に則ったフリーランスの数を統計的に把握することが、施策利用上の観点から必要と考えているところ。このため、把握漏れという指摘には当たらない。

《自身の経験や知識、スキルの活用》

Q9 「自身の経験や知識、スキルを活用」に該当すると判断する基準は何か。

A9 すべての職業について、その経験や知識、スキルを保有して行っているものであることから、特段の判断基準はない。

《収入》

Q10 収入の多寡は問わないのか。

A10 収入の多寡は要件とはならないが、所得との関係がわかるような集計は行う。

《内職》

Q11 「内職」についても、「自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」が多数存在するという認識なのか。

A11 フリーランスガイドラインによると内職についても「自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」という認識である。